

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充	府省名	文部科学省	
税 目	法人税、所得税、相続税、法人住民税、事業税、個人住民税			
区分	□新設	■拡充	□延長	□事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	■明らか	□明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	□達成されていない	□達成されている	■説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	■定量化	□定性的記述	□説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	□定量化	■定量化(根拠なし)	□定性的記述	□把握なし
⑤ 僅少・偏りのない状況	□説明あり		■説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	□定性的記述	■予測なし
⑦ 減収額の実績把握	□定量化	□定量化(根拠なし)	■把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	□定量化	□定量化(根拠なし)	■予測なし	※
租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	□把握あり		■把握なし	○
租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	□予測あり		■予測なし	※
税収減是認の効果の実績確認	□説明あり		■説明なし	○
税収減是認の効果の将来見込み	□説明あり		■説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑯ 租特の手段をとる必要性・適切性	■説明あり		□説明なし	※
⑰ 他の政策手段との役割分担	□他の政策手段はない	■説明あり	□説明なし	※

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
② 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標が説明されていないため（<点検結果表の別紙>②参照）、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
③ 本租税特別措置等の達成目標（国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと）については、目標値（目標水準）が設定されておらず、どのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）を設定する必要がある。
・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数）は、補助金等、他の政策手段の効果や、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- 以下とのとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績は、法人から地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡件数（平成22年度：（譲渡件数）27件、23年度：24件、24年度：20件）が把握されているが（<点検結果表の別紙>④参照）（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）、本租税特別措置等の適用数等の所期の想定が示されていないため、過去の実績が所期の想定と比較して想定外に僅少でないこと、適用に偏りがないことを、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下とのとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
[過去の実績]
⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認する効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
また、税収減を是認する効果が発現したのかについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、前回要望時の見込みの適用数等とかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額の実態について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行う）の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 減収額と効果を対比して定性的に説明されているが（＜点検結果表の別紙＞⑫参照）、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、将来における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「重要文化財等の件数が着実に増加することにより、・・・（中略）・・・その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用が適切に行われることとなる」と説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑩参照）、説明の根拠が明らかでないことから、租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された土地については、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化的向上発展の基礎をなす有形文化財又は記念物のうち、重要なものとして文部科学大臣により指定されたものであり、いずれも後世にその価値を損なうことなく伝えていくべき貴重な国民的財産である。

一方、これらの維持管理に当たっては多額の経費を要するとともに、各種の行為規制も課されているため、経済的事情等の問題から法人所有者が適切な管理を行うことができない場合があり、このような場合に、国又は地方公共団体による公有化を推進することを目的として、法人がこれらを国（独立行政法人国立文化財機構及び独立行政法人国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に対して譲渡したときには、法人税について 2,000 万円を限度とする損金算入の特例が設けられているところである。

この目的の達成状況は、重要文化財については、当該制度を含む各種施策の効果により、所有者の財政事情等による指定解除は行われておらず、引き続き適切な保存・活用を図る必要がある。また、史跡名勝天然記念物として指定された土地については、平成 22 年度末時点の公有化率が 57.7% となっているものの、一層の公有化の推進が必要である。

現在、地方公共団体や独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館に対しても特例措置が講じられていることに鑑みれば、本租税特別措置についても合理性が十分認められると考えている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

法人から地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡件数及び総額は次のとおり（平成 22 年度アンケートを基にした推計値）。

- 法人税推計方法

史跡名勝天然記念物を有する市町村で構成する全国史跡整備市町村協議会（524 市町村）を対象に調査を実施。

336 市町村からの回答では平成 22 年度は、17 件、約 45 億 1100 万円であるので、524 市町村で割り戻すと、

$$\text{件数} : 524 \text{ (市町村)} \times 17 \text{ (件)} / 336 \text{ (市町村)} = 27 \text{ 件}$$

$$\text{金額} : 524 \text{ (市町村)} \times 45 \text{ 億 } 1100 \text{ (万円)} / 336 \text{ (市町村)} = \text{約 } 70 \text{ 億 } 3500 \text{ 万円}$$

また、これを基に、平成 23 年度及び 24 年度における法人から地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡件数及び金額を推計すると次のとおり（平成 22 年度の値を基に、23 年度及び 24 年度の史跡等公有化事業の事業費の対前年度比（88.3%、85.5%）を掛け合わせて推計値を算出）。

【平成 23 年度】

件数：24 件

金額：62億1200万円

【平成24年度】

件数：20件

金額：53億1100万円

⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

法人から地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡については、史跡名勝天然記念物はそもそも法人所有のものが個人所有のものに比べると僅少であることを踏まれば、個人から地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡の件数（平成22年度で541件（推計））と比較しても僅少なものではなく、また適用に偏りがあるものでもないと考える。

また、法人から地方公共団体への重要文化財として指定された土地の譲渡については、平成22年度から24年度において把握している実績はない。この理由としては、そもそも宗教法人を除く法人が重要文化財を所有している事例が少ないと、国の予算措置による支援割合が史跡名勝天然記念物と異なること（史跡名勝天然記念物公有化：80%、重要文化財公有化：50%）等が挙げられると考える。

⑥⑧ 適用数等及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方公共団体立から地方独立行政法人立に移行予定の博物館は平成25年11月現在2件のみであり、かつ、当該法人に係る重要文化財等の譲渡の特例措置の適用見込みが現時点ではないことから、現時点では将来推計を「0百万」と推計している。

なお、現行の租税特別措置により地方公共団体に対して譲渡された件数を基に推計することについても検討したが、重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された土地を所有する地方公共団体は必ずしも博物館等において管理を行っているとは限らない一方、本租税特別措置は博物館等を設置・管理する地方独立行政法人について特例措置の対象とするものであるため、単純な比較はできないと考えている。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況については、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数が着実に増加することにより、国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進が図られ、その結果、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用が適切に行われることとなる。

⑫ 税收減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税收減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本租税特別措置により、文化財保護に係る体制が整備されている博物館相当施設である博物館等を設置・管理する地方独立行政法人が重要文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された土地を所有することで、当該文化財の価値を損なうことなく後世に保存することが出来るという直接的な効果の他に、地方独立行政法人の設置・管理する博物館等により当該文化財がより多くの人々に公開されることで、博物館等への来場者の増加や公開料金の徴収による活性化など、様々な形で我が

国の文化財の保存・活用の推進が期待できる。これらの効果は、当該文化財の価値や公開料金等の多寡が異なることから、減収額との単純な比較は困難である。

しかし、上記のような短期的視点の効果に加えて、現行の租税特別措置による国民の文化財への興味関心の醸成や、博物館等の活動の充実など長期的視点による効果も期待できることから、減収額相当以上の効果が見込まれると考えている。

⑬ 租特の手段をとるべき妥当性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本租税特別措置は、個人又は法人による重要文化財等の管理が適切でないおそれがある場合、博物館等を設置する地方独立行政法人への譲渡を促進するものであり、予算補助とは異なり、それを管理する所有者等に着目した支援措置であるため、予算補助ではなく租税特別措置により行う必要がある。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

史跡等については、予算補助は地方公共団体に対する支援措置である一方、本租税特別措置は個人又は法人に対する支援措置であり、支援の対象が異なるものである。

なお、重要有形民俗文化財については、史跡等とは異なり、地方公共団体が公有化する事業に対する国からの予算補助は存在しないため、他の政策手段は存在していない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書	
1 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	地方独立行政法人に対する寄附金等・重要文化財等の譲渡に係る課税標準の特例措置の拡充（総務省との共同要望） (国18)（法人税：義）（所得税、相続税：外） (地18)（法人住民税、事業税：義）（個人住民税：外）
2 要望の内容	<p>○現行、地方独立行政法人に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置が設けられている（以下、「特例①」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産を寄附した場合に、譲渡所得をなかったものとみなす（所得税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（所得税） ・寄附金を支出した場合に、一定金額を損金に算入（法人税） ・相続財産を贈与した場合に、当該財産の価額を課税計算の基礎に算入しない（相続税） <p>○また、現行、地方公共団体等に対して個人・法人が重要文化財等を譲渡した場合に、以下の特例措置が設けられている（以下、「特例②」と総称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が重要文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、所得税は課されない（以下、「特例②-1」と略す）。 ・個人が重要有形民俗文化財（土地を除く）を国（独立行政法人国立文化財機構、国立美術館、国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得については、その2分の1に相当する金額が控除される（平成26年12月31日までの時限措置）（以下、「特例②-2」と略す）。 ・個人又は法人が史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国（独立行政法人国立文化財機構及び国立科学博物館を含む。）又は地方公共団体に譲渡する場合の譲渡所得については、原則として、2,000万円までの特別控除または損金算入の特例の適用を受ける（以下、「特例②-3」と略す）。 <p>○地方公共団体からの要望を踏まえ、平成25年10月に地方独立行政法人法施行令の改正を行い、地方独立行政法人の対象業務に博物館等の設置・管理を追加したところ。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例①については、博物館等^{※1}の設置・管理を行う地方独立行政法人に対する寄附についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 (※1)博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館をいう。 ・特例②については、いわゆる「博物館相当施設」^{※2}を設置・管理する地方独立行政法人（特例②-3については、その中でも、改正後の地方独立行政法人法施行令第4条第3号に掲げる博物館又は植物園を設置・管理する地方独立行政法人に限る。）に対する重要文化財等の譲渡についても、上記課税標準の特例措置の対象とする。 (※2)博物館法第29条の規定により博物館に相当する施設として国又は都道府県の教育委員会により指定された施設をいう。 <p>※なお、本評価は、事前評価の義務付け対象である特例②について行うものである。</p>
3 担当部局	文部科学省生涯学習政策局社会教育課・文化庁文化財部伝統文化課
4 評価実施時期	平成25年10月
5 租税特別措置等の創設	【特例②について】 昭和47年度 国に対し重要文化財・準ずる文化財の売り渡しの際の譲渡

年度及び改正経緯	昭和50年度 昭和55年度 昭和57年度 昭和62年度 平成4年度 平成9年度 平成13年度 平成14年度 平成19年度 平成23年度	所得税の非課税措置の創設 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充（重要文化財のみ） 有効期限の設定（昭和57年12月31日まで） 5年間の延長（昭和62年12月31日まで） 5年間の延長（平成4年12月31日まで） ①準ずる文化財について2分の1課税に変更 ②5年間の延長（平成9年12月31日まで） 5年間の延長（平成14年12月31日まで） 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合の特例の維持 5年間の延長（平成19年12月31日まで） 重要文化財について恒久措置化、準ずる文化財については5年間の延長（平成24年12月31日まで） 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合とともに、2年間の延長（平成26年12月31日まで）（重要有形民俗文化財のみ）
6 適用又は延長期間		恒久措置
7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>『租税特別措置等により実現しようとする政策目的』</p> <p>○重要文化財等について所有者等による管理が適切でない場合には、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p> <p>『政策目的の根拠』</p> <p>【特例②-3について】</p> <p>○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）</p> <p>第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）（抄）</p> <p>文化芸術立国を目指し、国として、日本文化・価値の発信や文化財の保存・活用・継承、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成と子どもの文化芸術体験機会の確保など文化芸術を振興する</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抄）</p> <p>・国宝、重要文化財などの地域の文化財について、保存・整備を図る</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【特例②-3について】</p> <p>・文部科学省政策目標1-3 地域の教育力の向上</p> <p>・文部科学省政策目標13-2 文化財の保存及び活用の充実</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【特例②-3について】</p> <p>○国民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合には、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転の促進を図ることにより、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うこと</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>【特例②-3について】</p> <p>個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【特例②-3について】</p>

		個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人へ譲渡された重要文化財等の件数が増加することにより、博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人による当該重要文化財等の適切な保存・活用が図られる。	11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
8 有効性等	① 適用数等	<p>【特例②-3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人から地方公共団体への重要文化財(建造物)として指定された土地の譲渡 平成24年度 1件 ・個人又は法人から国又は地方公共団体への史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡 平成22年度(推計値) 866件 ※平成22年度以外にも実績はあると考えられるものの、具体的な数値は把握していない。 		
	② 減収額	0 百万円		
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>【特例②-3について】</p> <p>現在、既に譲渡先の対象となっている国又は地方公共団体への重要文化財等の譲渡については、上記「8 有効性等 ① 適用数等」に記載した実績があるところであり、今後、譲渡先として博物館等を設置・管理する地方独立行政法人を追加することにより、さらに重要文化財等の公有化が推進すると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)</p> <p>【特例②-3について】</p> <p>國民共通の貴重な財産である重要文化財等について、所有者等による管理が適切でない場合に、個人・法人から博物館等の設置・管理を行う地方独立行政法人への移転が促進されず、その散逸・滅失等を防ぎ、保存・活用を適切に行うことが出来なくなることが懸念される。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)</p> <p>—</p>		
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【特例②-3について】</p> <p>現行、地方公共団体が運営する博物館等や、国の独立行政法人が運営する博物館等（独）国立文化財機構、（独）国立美術館、（独）国立科学博物館）に対する重要文化財等の譲渡所得に係る課税標準の特例措置が認められていることに鑑みれば、地方独立行政法人が運営する博物館等についても同様の特例措置を認めることは妥当である。</p>		
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【特例②-3について】</p> <p>現在、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して、国からの予算補助が行われており、この予算措置と、譲渡所得に係る本税制措置があいまって史跡等の地方独立行政法人への譲渡が促進される。</p>		
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>【特例②-3について】</p> <p>重要文化財等は、当該文化財が所在する地域の特性に応じたものもあることから、博物館等を設置・管理する地方公共団体又は地方独立行政法人がこれらを所有することが妥当な場合があり、このような場合には、当該文化財が所在する地域において公開等の保存・活用が図られることとなる。</p>		
10 有識者の見解		—		